

公募型プロポーザルに係る手続き開始の掲示（役務提供等）

会計監査業務（令和８年度から令和１０年度まで）

標記について、希望者は下記要領により技術資料を提出されたく公募する。

記

- １．掲 示 日 令和８年８月１７日
- ２．掲示責任者 日本下水道事業団 契約職 経営企画部長 長福 知宏
- ３．担当部署 住所 〒113-0034
東京都文京区湯島二丁目３１番２７号 湯島台ビル
日本下水道事業団 経営企画部会計課 電話 03-6892-2008
(業務担当部署) 同上
- ４．業務の概要
 - (１) 業 務 名 会計監査業務（令和８年度から令和１０年度まで）
 - (２) 業務場所 日本下水道事業団及び受注者所在地
 - (３) 業務内容
 - ・ 期中監査
 - ・ 期末監査
 - ・ 監査結果報告
 - ・ 会計業務に関する助言・指導及び教育
 - ・ 会計基準（独立行政法人会計基準を含む）の改訂等に係る情報提供及び改訂等に対応するための専門的な助言・指導
 - (４) 履行期限 契約締結日の翌日から令和１１年９月３０日まで
- ５．参加表明書、技術提案書の作成及び提出
 - (１) 参加表明書作成要領の交付
 - ① 交付期間 令和８年８月１７日（月）から令和８年８月２４日（月）までの土曜日、日曜日、祝日の期間を除く毎日、午前１０時から午前１２時まで及び午後１時から午後４時まで。
 - ② 交付場所
日本下水道事業団 経営企画部会計課 林、原、須藤
住所 〒113-0034 東京都文京区湯島二丁目３１番２７号 湯島台ビル７階
電話 03-6892-2008
 - (２) 参加表明書の提出方法
 - ① 受付期間 令和８年８月１７日（月）から令和８年８月２４日（月）までの土曜日、日曜日、祝日の期間を除く毎日、午前１０時から午前１２時まで及び午後１時から午後４時まで。
 - ② 受付場所 交付場所に同じ

③ 提出方法 持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 技術提案書の提出方法

① 受付期間 令和8年8月28日(金)から令和8年9月11日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで

② 受付場所 交付場所に同じ。

③ 提出方法 持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) ヒアリング日

① 実施日時 令和8年9月16日(水) 予定

② 実施場所 日本下水道事業団本社

6. 技術資料、技術提案書の提出を求める対象者の範囲及び審査

(1) 技術資料の提出者に要求される資格等

① 日本下水道事業団における物品購入等競争参加資格業者として物品購入等競争参加者の選定等に関する達(平成7年12月4日付達第23号。以下「達」という。)に基づく令和7・8・9年度の「役務の提供」のうち「イ 集計、計算、調査研究」(A等級)又は「リ その他」(A等級)として認定を受けていること。

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)手続き開始の掲示時において当該資格の認定を受けていない者については、技術提案書の提出までに当該資格の認定を受け、かつ、参加資格の確認を受けていること。

② 日本下水道事業団から「工事請負契約等に係る指名停止等取扱要領」(昭和59年7月2日付経契発第13号。)に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。

③ 公認会計士法(昭和23年法律第103号)に基づき設立された監査法人で、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第39条に定める会計監査人の監査を令和5年度から令和7年度までに実施した実績を有すること。

(2) 次に掲げる項目に従い、提出された参加表明書等を審査する。

① 上記(1)③に定める監査の実績の有無

(3) 次に掲げる項目に従い、提出された技術提案書を評価する。

① 業務実績

ア) 独立行政法人に対する監査業務実績及び公的機関に対する監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」の監査業務実績

② 日本下水道事業団に対する会計監査業務の提案

ア) 実施計画

イ) 実施体制

ウ) 会計業務に関する指導助言及び職員への教育体制等の考え方

エ) 監事及び監査室との連携手法

オ) 日本下水道事業団独自の会計処理に対する見解(収益及び費用の認識基準、工事補償引当金、災害時維持修繕準備金、資産見返災害時維持修繕資金(繰延災害時維持修繕資金(資産))、施設整備拡充準備金、資産見返施設拡充資金(繰延施設拡充資金(資産)))

カ) 監査基準委員会報告書 800 に基づく監査報告書の配布及び利用制限の有無

7. 技術提案書提出者の選定及び非選定並びに技術提案書の特定及び非特定に対する理由説明等

- (1) 技術提案書の提出者は、参加表明書の審査結果に基づき選定する。
- (2) 技術提案書の提出者の通知は、書面により行う。
- (3) 技術提案書は、別途、提出者において説明する。
- (4) 技術提案書の審査結果に基づき、技術的に最適な技術提案書を特定する。
- (5) 特定した技術提案書の提出者への通知は、書面により行う。
- (6) 当該業務について選定又は特定しなかった者に対しては、書面により非選定及び非特定理由を通知する。

8. 苦情申し立て

本手続きにおける指名業者の選定その他の手続きに不服のあるものは、日本下水道事業団契約職経営企画部長に対して苦情申し立てを行うことができる。

9. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術資料及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術資料及び技術提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された技術資料は、返却しない。
- (5) 特定しなかった技術提案書は、希望があれば提出者に返却する。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は3担当部署に同じ。
- (7) 詳細は説明書による。
- (8) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、参加表明書及び技術提案書の差し替えを認めない。
- (9) 技術資料及び技術提案書に記された事項に、虚偽があった場合には、当該業務の落札者となった場合にも契約しないことがある。また、指名停止等の措置を行うことがある。